

熱海土砂災害に対する県等の対応状況について

(2021年 8 月 20 日 12 : 00 現在)

< 被害概況 >

1 死亡者及び行方不明者

- ・死亡者 23名
- ・行方不明者 4名

2 被災家屋数

- ・流出家屋 44戸
- ・土砂の影響はあるが現存する家屋 78戸 合計122戸

< 県の対応 >

1 熱海市の応急対策業務への支援

(1) 県職員の応援派遣等

- ・ 8月19日現在、熱海市からの要請を受け、県から9人の職員を派遣中。（7月3日から8月19日までの間で、計618日人工を派遣）

現在支援中の業務	市災害対策本部支援、避難者の健康管理、避難所運営、行政に関するよろず相談、公営・民間住宅移転支援、生活再建相談窓口
これまでに支援を行った業務	建物被害認定調査・罹災証明書発行支援、住宅相談窓口、水道施設復旧事務、災害救助法申請事務補助、住宅の応急修理受付窓口

(2) 生活再建支援、住宅の応急修理

- ・ 住宅に一定以上の損害を受けた場合、生活再建のための支援金を支給する。
- ・ 住宅の応急修理について、8月11日より市が受付を開始したため、市の要請に応じて8月11日～14日に応援職員（1名）を派遣した。

(3) 災害廃棄物処理

- 熱海市が7月9日（金）から市内に仮置場を開設。
- ・ 要予約、受付時間は9時～12時（日曜祝祭日を除く）
- ・ 受付場所はエコ・プラント姫の沢。

- ・市は市民に市公式ホームページ、市メールマガジン及び市公式SNSや報道機関への情報提供を通じて広報。チラシを被災者相談窓口（熱海市総合福祉センター3階）や避難所に配架。
- ・県は、災害廃棄物処理業務が円滑に行われるよう助言。

2 被災者・被災地域への支援

(1) 避難所での被災者の健康管理・感染症対策

- ・避難所の感染対策や避難者の健康管理等の支援を迅速かつ適切に行うため、熱海健康福祉センター所長を本部長とする「保健・医療・福祉合同調整本部」を設置（地元の医師会や社会福祉協議会など保健・医療・福祉の関係機関で構成）。7月6日から定例会議を開催し、課題の共有と改善策の検討を行い、関係機関と連携して支援を実施中。
- ・避難者の精神面での健康管理のため、公認心理師（県公認心理師協会）を7月20日から派遣。精神保健福祉士（県精神保健福祉士協会）を8月3日から派遣（公認心理師及び精神保健福祉士は8月3日から週2回（火・金）で活動。）。
- ・避難所での要配慮者の介護のため、DWA T（災害派遣福祉チーム）を7月6日から派遣中。
- ・避難者の健康管理及び避難所における新型コロナウイルスなどの感染症対策に関する助言・指導のため、県保健師を7月5日から、市町保健師を7月6日から派遣中。
- ・避難者の栄養面での健康管理のため、県栄養士を7月13日から8月5日まで随時派遣。
- ・避難所での新型コロナウイルス感染を防止するため、希望される避難者等に対する新型コロナワクチン接種を7月19日から20日にかけて計78名に実施。2回目は8月10日から11日にかけて計76名に実施。

(2) 被災者への応急的な住宅確保

- ・避難生活を早期に解消し、居住の安定を図るため、公営住宅及び民間賃貸住宅を被災者に提供する。
- ・公営住宅入居受付
第1回募集（7月30日～8月4日）入居決定13件（うち1件キャンセル）
第2回募集（8月16日～21日）受付11件（8月19日時点）
- ・民間賃貸住宅入居受付（7月30日から随時）
手続中47件、契約5件（8月19日時点）

(3) 食料等の供給支援

熱海市からの要請を受け、伊豆山地区の被災者の食料等の調

達を支援。

(4) 令和3年7月大雨災害静岡県義援金の募集

- ・ 7月9日から県義援金の募集を開始。
- ・ 8月1日発行の県民だよりで義援金への協力を呼びかけ
- ・ 8月18日現在 3,973件 150,792,658円
- ・ 義援金は、被災状況に応じ市町を通じて被災者にお届けする。

(5) 令和3年7月1日からの大雨に係る制度融資「中小企業災害対策資金」の発動

- ・ 県制度融資「中小企業災害対策資金」及び同保証料補助制度を7月8日（木）から発動し、中小企業者に緊急的な金融支援を実施
- ・ 本資金の発動により、中小企業者に対する円滑な資金供給を行うことで、災害の影響を受けた中小企業者の事業継続を支援
- ・ 8月18日現在、相談39件、申込9件・1億2,815万円

(6) 令和3年7月1日からの大雨に係る制度融資「農林水産業災害対策資金」の発動

- ・ 県制度融資「農林水産業災害対策資金」を7月21日（水）から発動し、被害を受けた農林水産業者に対し緊急的な金融支援を実施
- ・ 本資金の発動により、災害を受けた農林水産業者に対し、経営安定のための運転資金や生活維持に必要な資金を提供する融資機関に利子補給を行う。
- ・ 8月20日現在、相談3件、申込0件

(7) 県税納付等期限の延長

税賦課徴収条例に基づき、県税に関する申告・納付等期限の延長をする地域に、熱海市伊豆山を指定する。（7月16日告示）

- ・ 対象となる県税
令和3年7月3日以降に期限が到来するもの
- ・ 延長後の期限
復旧に着手できる状態となり申告・納付等が可能となった日から2か月以内の日（後日改めて指定）

(8) ボランティア活動

- ・ 7月21日（水）からボランティアによる土砂の除去作業等の活動を随時実施。

- ・当面は市ボランティアセンターに事前登録した熱海市内在住者に限定。（活動：8月19日18人。7月21日から延べ323人）

（9）被災地域の小・中学校への支援

- ・市立伊豆山小学校及び市立熱海中学校へスクールカウンセラー各1人工を追加配置
- ・市立伊豆山小学校へ教諭及び養護教諭各1人、被災した教諭への対応のため市立第二小学校へ教諭1人を追加配置

3 現場監視・応急対策等

（1）二次災害、再度災害防止のための崩落箇所及び周辺危険箇所への対応

ア 常時観測体制

二次災害防止のため、源頭部に地盤伸縮計を設置。源頭部などでは、国交省中部地方整備局が設置した監視カメラを活用し、県職員が常時監視。現地監視体制、作業中止基準を決定。

イ 応急対策

応急対策を早期に決定するため、「逢初川土石流災害対策検討委員会」を設置し、7月7日に第1回を開催。応急対策の内容、それに伴う調査項目を確認した。7月16日には、第2回を開催し、審議内容を踏まえ、源頭部の雨水流入対策等について決定した。19日より現場着手し、8月2日に表流水処理のための仮排水路は完了し、引き続き、排水先である溪流内への管設置工事を行う。

ウ 土石流対策

県からの要望を受け、7月20日、国土交通省が直轄砂防事業として緊急的な砂防工事を実施することを発表し、7月29日に進入路工事に着手した。国と役割分担を確認したうえで、早期完成に向け、連携して対応していく。

（2）救助・救援車両の高速道路無料措置

緊急救助活動を迅速に実施するため、中日本高速道路株式会社ほか各高速道路会社の協力により、災害救助・救援のために使用する車両について、全国の有料道路で無料措置を行う。

ア 対象車両

自治体が災害救援のために使用する車両及び熱海市等が要請・受入承諾した災害ボランティア活動に使用する車両

イ 実施期間

令和3年7月7日（水）から9月30日（木）まで